

## 注意事項

平成25年11月28日松山市公告第140号（以下「公告」という。）について以下のとおり注意すること。

公告「2」に記載する「着手期限」の「着手」とは、公告「1（1）」に記載する「講ずべき支障の除去」の具体的な除去方法等について、公告「1（2）」に記載する計画書を下記の要領で提出し、現場で工事を開始したときをいう。

### 1. 提出書類

公告「1（1）」に記載する講ずべき支障の除去方法について、具体的な措置を記載した工事計画（工法、工事期間等の記載されたもの）。

ただし、既に松山市が実施した株式会社レグ最終処分場の各種調査結果等で、措置を講じるうえで必要な情報等について、命令対象者からの求めがある場合には、松山市は協議に応じ、必要と認められる情報等について可能な限り情報提供を行なう。

### 2. 提出期限

それぞれ着手しようとする日から起算して7日前の17：00まで

### 3. 提出先

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 別館4階 廃棄物対策課

### 4. 提出方法

「3.」で指定した場所に直接持参すること